

令和7年度 京都市立久我の杜小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動等の推進を求められている。そのために道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会、生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等を推進する。

いじめの積極的な認知が徹底されていない場合がある。学校の取組が組織的な対応となつていなかつたり、初期対応が適切でなかつたりする場合がある。これらの課題を受け、学校いじめの防止等基本方針に基づく取組を充実・徹底する必要がある。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条」「国における検証（課題意識）及び基本方針の改定」に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

久我の杜小学校では、いじめは絶対に許されないものという強い決意を教職員がもち、日々児童への指導に取り組んでいる。いじめはどのクラスにも、いつでも起こりうるものという危機感・緊張感を常にもち、未然防止の取組として一人一人が大切にされる学級経営を徹底していく。

本校では、学校教育目標を

『夢に向かって、自らの未来を創造する子ども』

と設定し、「なりたい自分に向かって努力する子」の育成を目指している。そして、このような児童を育むためには学校・学級が「人を思いやれる、やさしい子」・「最後まであきらめずに取り組む子」・「しっかり話を聞き、よく考えて行動する子」の集団になることが不可欠と考え、取組を進めている。

これらの調和がとれた子を育成し、一人一人の子どもが徹底的に大切にされていると実感できる状況をつくっていくことで、一人一人が自分の存在を認められる、互いのよさを感じられる学校・学級づくりを今後も目指していくと考えている。

2 いじめ対策委員会

ア 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任
・スクールカウンセラー

イ 役割

いじめやその疑いがあるものも含め、情報をつかんだ教職員、児童、保護者等からの報告を共有し、聞き取り・指導・支援体制を検討する。

ウ 開催時期

定例委員会は、月1回を目途に開催（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 児童生徒・保護者への周知方法等

児童には各種集会や朝会で知らせたり、保護者には学校便りに載せたりして、周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・校内美化や整理整頓に努め、児童が落ち着いて学習に取り組めるように環境を整備する。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
(聞く姿勢・発表の仕方・ハンドサイン等の徹底)

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権に関わる参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、一人一人の人権を尊重することを再認識しながら、人権標語・スローガンを作成する。
- ・学校行事（体育発表会や学習発表会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い道徳的価値の深まりを図る。

- オ 児童生徒同士の絆づくり
- ・宿泊を伴う学習や、校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
 - ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
 - ・運動会や音楽発表会などの行事を通して、仲間意識の高い人間関係づくりを行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ア 日常の児童生徒に関する情報共有
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導委員会」で情報を共有する。
 - ・「生徒指導委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
 - ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- (ア) アンケートの実施
- ・いじめ記名式アンケートを6月、10月に実施する。
 - ・クラスマネジメントシートを7月、12月に実施する。
 - ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・7月と11月に、「教育相談週間」を設定し、アンケートの記述内容が気になった児童との相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

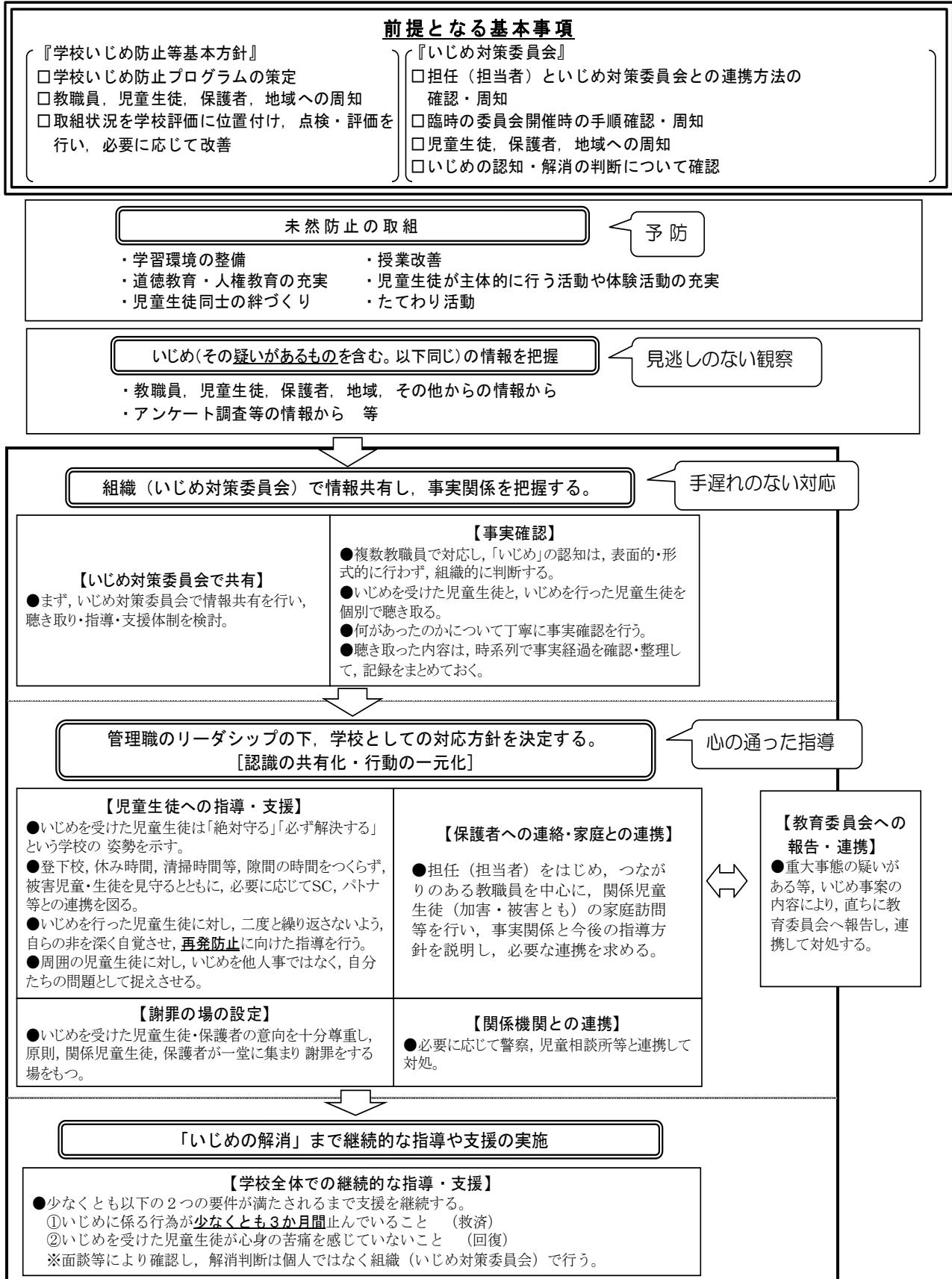
- ・普段から児童の様子の観察に努めるとともに、学級担任はアンケートの結果を把握し、教育相談を実施する。また、いじめの未然防止及び早期発見につなげる。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。

- ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
 - ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまで、いじめは解消していないと捉え、休み時間、清掃時間等も隙間の時間をつくらず、いじめを受けた児童の見守りを続ける。
 - ・いじめを行った児童に対しては、二度と繰り返さないように自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

「久我の杜小学校いじめの防止等基本方針の共有理解及び徹底」
「教職員の児童理解に関する研修」
「児童の変容とその対応に関する研修」
「アンケート結果や、年間の取組の成果を基にした研修」

イ 実施時期

・4月、5月、8月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「久我の杜小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者・地域による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結

果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等) を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導校内研修会①「学校いじめの防止等基本方針の共有」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」・生徒指導委員会①「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・入学式・学級開き・人権の日	<ul style="list-style-type: none">・前年度のアンケート結果を学年で共有(2~6年)	<ul style="list-style-type: none">・家庭への連絡・家庭訪問・授業参観①・学級懇談会①
5	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導委員会②「記名式アンケートの実施に向けて」「いじめ等、見守る児童の確認」・生徒指導校内研修会②「いじめ等、見守る児童の共有」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す・朝会で児童に説明「いじめ対策委員会の紹介」・縦割り活動の結団式・1年生を迎える会・人権の日		<ul style="list-style-type: none">・憲法月間「学校だより」で啓発

6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神川中ブロッ ク あいさ つデー ・人権の日 【4年・5年】 ・非行防止教 室 【5年】 ・花背山の家 宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式ア ンケートの実 施、学年集約と 共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 で説明① ・休日授業参観①
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会④ 「記名式いじめアンケートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期終業 式で「安心 安全な生活 についての 話」をする ・人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(個別面 談)① ・クラスマネジメ ントシートの実 施、学年集約と 共有①(4~6年 生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会①
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑤ 「夏季研修に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確 認① P D C Aサイクル」 ・生徒指導校内研修会③ 「4月~7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共 有・P D C Aサイクル」 ・小中合同教職員研修 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運 動」 ・小中連携授 業研修 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神川中ブロッ ク あいさ つデー ・人権の日 ・「命の大切 さ」を題材 にした教材 を参観時に 活用 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観② (道徳公開授業) ・学校運営協議会 で説明と評価②
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育発表会 ・人権の日 ・学校評価ア ンケートの 実施、集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式ア ンケートの実 施、学年集約と 共有② 	

11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談(個別面談) ② 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観③ 学級懇談会（人権）②の中で保護者啓発
		<p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行 		
12	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」「いじめ防止プログラムの見直しと確認②・P D C Aサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習発表会 人権朝会 人権作文、標語の作成 2学期終業式で「安心安全な生活についての話」をする 人権の日 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②(3~6年生) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校だより」で啓発 個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑩ 「8月~12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あいさつ運動」 人権集会 人権の日 		
		<p>【5年】音楽鑑賞教室</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」「学校評価の実施に向けて」② 生徒指導校内研修会④(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神川中brookあいさつデー 造形展 人権の日 学校評価アンケートの実施、集約 		<ul style="list-style-type: none"> 新1年生入学説明会で校長から講話 授業参観④ 学級懇談会③の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 人権の日 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) アンケート原本の保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価③
		<p>【6年】卒業遠足</p>		